

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年9月14日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

筏津順子，金武正八郎，黒木慶英，秦秀人，鈴木順子，中根学，宮里玲子，
宮良直人，横江崇（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

酒匂事務局長，小林首席家裁調査官，田中首席書記官，安部次席家裁調査
官，山田訟廷管理官，扇主任家裁調査官，橋本主任書記官，泉川総務課
課長補佐

（庶務担当）

北原総務課長（書記）

第4 議事

（発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者）

- 1 開会宣言
- 2 委員長あいさつ（筏津順子）
- 3 新任委員の紹介（鈴木順子，中根学）
- 4 委員長代理選出（鈴木順子）
- 5 意見交換（テーマ「那覇家庭裁判所における家事調停の現状と充実に向けた改善の取組について」）
 - (1) 家事調停委員研修用DVDの一部（第1回調停期日等）視聴
～はじめての家事調停～（最高裁作成）
 - (2) 裁判所側の説明（項目のみ）

ア 家事調停の現状等について

- ① 那覇家庭裁判所における特徴
- ② 家庭裁判所調査官の関与の実情等
- ③ 家事調停委員から見た実情等

イ 家事調停の充実に向けた改善の取組等について

- ① これまでの取組
- ② 今後の法改正に向けた取組等

(3) 説明後の意見交換等

意見交換等を受け、家事調停の充実に向けた改善の取組を更に行っていくこととなった。

なお、主な意見等は、次のとおりである。

○弁護士として調停に関与することもあるが、その際感じるのは、家事事件では、当事者は、感情を非常にストレートに出すことが多く、地裁の一般の事件と比較しても相当に感情的になりやすい面があるので、弁護士としては、その点を踏まえた上で、うまく聞き出すようにしている。家事調停事件においては、調停委員が相当の時間をかけて本人から話を聞いていくことから、直接、本人が調停に来て、調停委員に話を聞いてもらい、その中で感情の整理をつけてもらうということは、弁護士の立場から見ても有意義であると思っている。最終的な解決を図るという意味で弁護士としては、あくまで本人の代理人なので本人の利益を守らなければならないという面はあるものの、先ほどのDVDにあったように子供のことが争いになった場合に子供の福祉等を優先して考えなくてはならない場合もあると思っている。当事者の中には、親権は絶対に譲りたくない、面接交渉も認めないなどという強い思いの方もおられるが、そういった場合でも子供の福祉等を第一考えて、当事者への説得を行っているが、結構大変な場合もある。最終的な円満な解決のために、当事者が感情的になっていても子供のことも含め、何とか当事者に理解

してもらい、話し合いでの解決に導くということを第一に考えている。たまに相手方に代理人がついているような場合には、早々に調停を不成立にして裁判（訴訟）で解決することもあるが、たとえ裁判（訴訟）になっても、手続の中で家裁調査官に専門的な意見をもらいながら調整したり、話し合いで解決することが多いような印象を持っている。ただ家裁調査官の専門的な知見に基づく調査結果でも、時間的制約もあり、不十分な点もあると思う。弁護士も同じで、裁判（訴訟）で立証していくのは難しい面があるということを感じている。

○家事調停事件の申立件数の推移や申立書の「申立ての動機」欄の記載で沖縄の特徴的なことがあれば伺いたい。

◎申立件数については、「高どまり」という言い方をすることがあるが、調停事件の事件数は、全国的に高い数値を示しており、減少傾向にはなく、だいたい件数的には同じ水準を保っているが、ただ、内容的には、当事者間の対立が非常に激しく、また、解決が難しいと言われる「子の監護に関する事件」、「遺産分割事件」、「財産分与事件」などといった紛争性の高い事件が近年増えているということが特徴的と考えている。家庭裁判所にとっては判断や調整が益々難しくなっているということが言えるのではないかと思う。

なお、沖縄では、遺産分割事件が人口比からすると少ないというのも特徴的である。

■申立の動機の記載では、一般的に異性関係、暴力をふるう、酒を飲みすぎる、生活費を渡さないというような記載が多く見られるということを実感している。特に、近年は生活費を渡さないという記載が目立っているように感じている。

■他庁でも、通常は、不仲になり、夫婦げんかをして必然的に暴力をふるってしまうとか、不貞があったということで離婚に至るというパターンが多

いので、申立の動機の記載で沖縄の特徴的なものがあるというようなことは特に感じたことはないが、ただ、暴力が絡む事案が多いのではないかと
いう印象がある。

○沖縄では若年者の離婚が多く、養育費等の問題、更には強制執行の問題が出てくるのではないかとと思われるが、その点でうまく調停ができていのか気になる
ところである。双方若年の無職の親同士で、それが離婚して、その後、生活面も含めて
子供等がどのように扱われていくかという問題が常に残ると思われるが、その点について
教えてもらいたい。

■若年者の離婚調停については、沖縄の特徴の一つと考えるが、双方の両親（子供の
祖父母）が付き添ってくることが多く、経済基盤の弱い当事者を、家族ぐるみとい
うか、子供の監護も含め、一族ぐるみという形でバックアップするという態勢が
できている場合が多いように感じられる。それで経済的に救われているというところ
は分からないが、実感としてそのような場合が多いという印象である。

○弁護士の場合、母親が親権者の場合の養育費請求においては、相手方の収入等に
応じた金額で養育費を決めている。問題は決められたとおりに払ってもらえるか
であるが、払ってもらえない場合もあり、そのような場合は、まずは裁判所を使
わないで払ってくださいというお願いをするが、最終的には裁判所の強制執行で
財産を差し押さえることになる。財産もなく、仕事もないというような難しい
ケースもある。

○熟年離婚の比率はどうか。

□沖縄では中高年の離婚は少ないと感じている。

○離婚と少年犯罪の関係に関するデータはあるか。

□データこそないが、少年事件の少年の両親の過半数は離婚しているのではない
かという印象を持っている。沖縄では子供が多く、全員に目が届かないとか、
親が離婚問題でもめているときに非行に走ってしまうなど、影響

はあるのではないかと感じている。

○警察の統計で見た場合、人口当たりであるが、犯罪少年（14歳以上）の数は全国平均より下で、触法少年（14歳未満）の数は全国平均を上回っているという現状がある。ここ数年の傾向ではあるが、離婚率が高いということと少年犯罪は必ずしもリンクしないのではないか。

◎沖縄の事情として離婚率が高いだけでなく、貧困も大きな原因ではないかと思う。また、事件数だけでなく、家庭において少年を教育していくだけの生活基盤、家庭状況が整っていないということがあり、そのため少年の保護処分率が高いという傾向がある。確かに離婚率だけではないが、一つの大きな要因にはなっていると思う。

○DVの関係で母親と子供が逃げ回っているようなケースもあるが、そのような場合でも調停は可能か。

◎DVの関係で一切顔を合わせたくないという方でも、調停の申立てをした上でそのような事情を説明してもらえれば、別階（別室）で行う別階（別室）調停、時間差の呼出しなど、DVの程度に応じた配慮をしているところである。DVの関係でどの程度の配慮が必要かということ把握するために家裁調査官の事前調査なども活用している。

○DV関係では、親族等が付き添ってくることもあり、その点も配慮しながら調停を進めている。日にちを変えて調停を行ったケースもある。

6 次回テーマ

◎意見が出ないので、前回と同様に、期日の2か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

7 次回開催期日

平成23年7月12日（火）午後2時

8 閉会宣言